

大河原税務署の  
確定申告受付期間

- 場所 大河原税務署東庁舎2階
- 期間 2月9日(月)～3月16日(月)
- ※土日・祝日を除く
- 時間 9:00～17:00
- ※公共交通機関をご利用ください。

復興特別所得税の記載漏れ  
に注意してください

平成25～49年分まで、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成時には、復興特別所得税の記載漏れのないようにご注意ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

相続税の  
基礎控除が変わります

亡くなられた人から相続などによって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、相続税の基礎控除額を超える場合、財産を取得した人は相続税の申告が必要です。平成27年1月1日以降、相続税の基礎控除が引き下げられ、次の計算式で算定します。

**3,000万円+(600万円×法定相続人の数)**  
※税務署での面談による個別相談を希望する場合、予約が必要です。

個人事業者  
消費税確定申告

平成26年4月1日からの消費税率(地方消費税を含む)は8%です。

平成26年分(平成26年4月1日を含む課税期間)の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿などで課税取引を適用税率ごとに区分して集計する必要があります。

☎大河原税務署個人課税第一部門  
☎0224-52-2202

— 申告相談の日程と会場 —

相談日	自治会名		相談会場	
	午前	午後		
2月	4日 水	上戸沢、下戸沢、赤井畑、冷清水	大熊、東、塩倉、中北、猿鼻	小原公民館
	5日 木	新町、赤坂、湯元、明戸、小久保平	機材移動のため受付できません	
	6日 金	斎川1区、2区、3区、斎川4-1区	4-2区、5区、6区	斎川公民館
	9日 月	斎川7-1区、7-2区、8区	機材移動のため受付できません	
	10日 火	越河1区、2区、3区	越河9区、10区	越河公民館
	12日 木	越河4区、5区、6区	越河7区、8区	
	13日 金	大平2区、3-1区	大平1区、8区、城南の丘	大平公民館
	16日 月	大平3-2区、7区	大平4区、5区、6区	
	17日 火	大鷹沢3区、4区、6区	大鷹沢1区、2区	大鷹沢公民館
	18日 水	大鷹沢9区、10区、11区、12区	大鷹沢5区、7区、8区、田中	
	19日 木	白川1区、7区	白川2区、4区	白川公民館
	20日 金	白川3区、5区、6区	機材移動のため受付できません	
	23日 月	西区上、西区下	南区、東区	深谷公民館
	24日 火	北区、三住	機材移動のため受付できません	
3月	25日 水	八宮、芹沢、蔵王、大網	山根、不忘、川原子、鎌先	福岡公民館
	26日 木	弥治郎、上原、下原、山ノ下	沖	
	27日 金	機材などの移動・保守点検のため受付できません		
	2日 月	滝上、尾篭、岩ノ上	滝下	白石市役所 4階 大会議室
	3日 火	本町、中町、長町、巨理町	南町	
	4日 水	田町	短ヶ町、新町、中益岡、東益岡	
	5日 木	西益岡、寿町、清水小路	柳町	
	6日 金	本郷第二、本郷第四、郡山	本郷第三	
	9日 月	本郷第一	旭町	
	10日 火	上郡山第一、上郡山第二	鷹巣、小下倉	
	11日 水	緑が丘	寿山	
	12日 木	・上記日程で申告できなかった方 ※例年、大変混み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。		
	13日 金	※庁舎正面駐車場の混雑が予想されます。城下広場駐車場をご利用ください。		
	16日 月			

- 午前の部 9:00～12:00 ※7:30～受付
- 午後の部 各公民館：13:00～15:30 市役所：13:00～16:30
- 夜間の部(3月4日・9日のみ) 18:30～19:30 ※18:00～受付

【申告にお越しの際は、次の点にご理解をお願いします】

- ①午前中に受付を済ませた方でも、受付人数などの状況により午後からの相談となる場合があります。
- ②2月4日～26日は担当職員が地区公民館に移動しますので、市役所では申告の受付ができません。
- ③酪農や肉用牛の申告を行う方は相談に時間がかかりますので、夜間の部のお越しはご遠慮ください。

平成27年度

確定申告・償却資産の申告

平成27年度市民税・県民税 申告相談

～早めの準備で安心・確実～

2月4日(水)から3月16日(月)まで

☎税務課市民税係 ☎22-1313

■申告が必要な方  
次の①～⑥に該当する方が対象です。  
①農業や商業、製造業などの事業を営んでいる方  
②譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得があった方  
③給与所得以外に公的年金(国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など)による所得があった方  
④給与または公的年金等を2カ所以上から受け取っている方  
⑤給与所得者または公的年金等所得者で、事業所や公的年金等支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を市に提出していない方  
⑥国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方  
昨年中に収入がなかった方や

本年1月1日現在、市内に住所がある方は、原則として確定申告書の提出が必要です。申告は、市県民税の算定だけでなく、所得証明書や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料などの算定資料となる大変重要な手続きです。2月4日(水)以降、地域別に申告相談を行いますので、早めの準備をお願いします。  
※所得の申告がないと国民健康保険税などの軽減が受けられない場合があります。

■申告相談に必要な物  
①印鑑(シャチハタ印を除く)  
②収入・所得が分かる物  
〔給与所得者・年金受給者〕  
〔給与所得者・年金受給者〕  
源泉徴収票  
〔農業・営業・不動産所得者〕  
帳簿などの収支内訳書と必要経費の領収書  
〔雑所得のある方〕  
土地の譲渡、満期保険金、株式の配当などがあつた場合はその収入や必要経費が分かる物  
③控除を受けるための物  
〔社会保険料控除〕  
国民健康保険税、国民年金などの領収書または控除証明書  
〔生命保険料・地震保険料控除〕  
生命保険、個人年金、地震保険料などの控除証明書  
〔障害者控除〕  
障害年金、遺族年金、雇用保険のみの収入の方は、申告会場の受付は不要ですが、「簡易申告書」を市役所1階税務課に提出してください(郵送可)。  
収入が公的年金のみで一定額(平成27年1月1日現在65歳以上の方は155万円、65歳未満の方は105万円)以下の方は、「簡易申告書」の提出も不要です。  
※税務署に所得税の確定申告書を提出する方や、本市に給与支払報告書の提出があつた方などは、申告不要です。

■東日本大震災により被害を受けた方へ  
平成26年分の確定申告で雑損控除の繰越控除を受ける場合は、平成25年分の繰越損失の金額が必要となりますので、平成25年分の確定申告書の控えを忘れずにご持参ください。  
詳しくは、今月号に同封の「平成27年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」をご覧ください。

■畜産農家の方へ  
畜産農家の方は申告相談に時間がかかりますので、広報しろいし1月号と一緒に配布する「平成27年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」で指定日を確認いただき、できる限り指定日にお越しください。  
3月12日(木)・13日(金)・16日(月)は大変混み合うことが予想されます。指定日での申告にご協力ください。

〔医療費控除〕  
領収書と高額療養費、生命保険の給付金など医療費の補てんを受けた金額の分かる物  
※合計額を計算してからお越しください。